# 香芝市

新型インフルエンザ等 対策行動計画

> 平成27年3月 (平成31年4月改訂版)

目	次																										
I	言	画の基本	事項																								
	1	作成の趣	旨•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	これまで	の市舗	十画	作成	えの	経ì	田	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	対象とす	る疾息	<u></u> •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
Π	親	で型インフ	ルエン	ノザ	等太	力策	の扌	甚る	女力	5金	+																
	1	新型イン	フルニ	ェン	ザ等	F0	特征	敳	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	対策の目	的と難	战略	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3	対策の基	本的な	3考	え力	<del>,</del> •	•	•	•		,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	4	対策実施	上の質	留意,	点•	•	•	•	•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	5	新型イン	フルニ	ェン	ザ等	発	生	寺(	り初	皮鲁	手术	引	ÈΨ	宇	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	6	社会・経	済への	り影響	響		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	7	発生段階			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	8	対策推進	のため	りの	役害	分	担	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	9	行動計画	の主勢	更6	分野	ř •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
Ш	名	段階にお	けるタ	対策																							
	1	未発生期			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
	2	海外発生	期 •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
	3	県内未発	生期		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
	4	県内発生	早期		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
	5	県内感染	期 •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
	6	小康期 ·			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	(	参考)国内	列外で	鳥イ	ン	フル	ノエ	ン	ザ	が	人	に	発	症	L	た	場	合	等	Ø)	対	策	•	•	•	4	9
資	料	編																									
1	月	語解説 •			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	0
2	朱	定接種の	対象と	とな	り得	する	業科	重	• 耶	哉彩	女	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4

### I 計画の基本事項

### 1 作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が平成25年4月13日に施行された。

また、新型インフルエンザや新感染症の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)」に規定されている。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザや新感染症の発生に 備え、香芝市全体の態勢を整備するため、行動計画を定める。

### 2 これまでの市計画作成の経過

香芝市においては、平成21年8月に香芝市新型インフルエンザ対策行動計画を 策定し、平成25年3月香芝市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定した。

今回、特措法第8条の規定により新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が定める市が行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を踏まえ、状況の変化に的確に対応できるよう多様な選択肢を示すため、既存の香芝市新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、新たに香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を作成することとした。

作成にあたっては、香芝市医師会等の意見を聞き、市の対策本部の体制整備を行った。

今後、政府行動計画及び奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)の改正や新型インフルエンザや新感染症に関する最新の知見等にあわせて、適宜、改正を行うものとする。

### 3 対象とする疾患

本行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、 以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)をいう。
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの(以下「新感染症」という。)をいう。

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの。以下同じ。)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、本行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

### Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等の特徴

新型インフルエンザ等の特徴は下記のとおりである。

### (1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ○新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ○また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ○日本各地のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市への侵入も避けられ ないと考えられる。

### (2) 市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

- ○長期的には多くの市民が感染することが見込まれる。
- ○患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えて しまう。
- ○病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民 の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。



したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

### 2 対策の目的と戦略

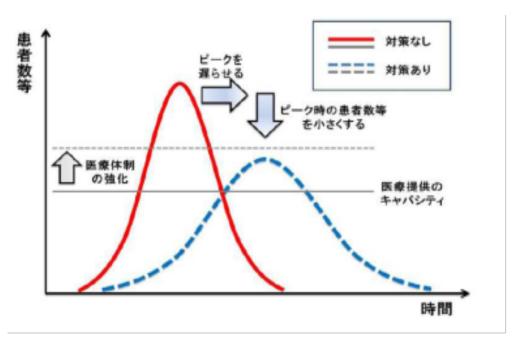
### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ○初期段階において感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ○流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、 患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
- ○必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。
- ○新型インフルエンザ等の病原体が本市内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。

### (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ○地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ○事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市経済 の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 〈対策の効果 概念図〉



奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋

### 3 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、国の示す政府行動計画を参考に、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。 (具体的な対策については、後述において、発生段階ごとに記載する。)

- 発生前の段階では、市民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定 など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国は、直ちに対策実施のため の体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内 への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定されている。 国の対策等を把握しながら、県等との連携の強化等により、病原体の侵入の時期 をできる限り遅らせる体制の整備及び対策の再確認に努める。

- 国内の発生当初、県内未発生の段階では、国の対策、患者の発生した都道府県等の動向を注視しながら、国・県からの情報収集を行い、体制整備の強化に努める。
- 県内の発生当初、県の行う入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療 や、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス 薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用 制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対 策を講ずる。
- 県内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して 医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、 社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじ め決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に 応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が新型インフルエン ザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)と協議の上、柔軟に対策を講じる ことができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が 期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むこ とはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対 策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS7 のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 4 対策実施上の留意点

### (1) 国、県等との連携協力

国、県、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

### (2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等の対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関する県への要請に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。

その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解 を得ることを基本とする。

### (3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な 措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、 抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエ ンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場 合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)、奈良県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進する。

対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の 趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

### (5) 記録の作成・保存

市対策本部は、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

新型インフルエンザは、発熱、咳(せき)といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。

鳥インフルエンザ (H5N1) 等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として次のように想定している。

		全国の想定	県内の想定	香芝市の想定		
人口 (平成 22 年)		約1億2806万人	約 140 万人	約7万6千人		
り患者数 (25%)		約 3, 200 万人	約 35 万人	約1万9千人		
医療機関を受診する	患者数	約1,300万~約2,500万人	約 14 万~約 27 万人	約7千~1万5千人		
入院患者数	中等度	約 53 万人	約 5,800 人	約 1,030 人		
	重度	約 200 万人	約 22,000 人	約 3,900 人		
1 日最大入院患者数 中等度		約 10.1 万人	約 1,100 人	約 80 人		
	重度	約 39.9 万人	約 4,400 人	約 240 人		
死亡者数	中等度	約 17 万人	約 1,900 人	約 80 人		
	重度	約 64 万人	約7,000人	約 400 人		

### (留意点)

これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、現在の国の医療体制、衛生状況等については考慮されていない。

### 6 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定の一例を示す。このような 想定を参考に、事業計画を策定する必要があると考えられる。

- ・市民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。
- ・り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤。
- ・り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多くて5%程度と考えられるが、従業員自身がり患するほか、家族の世話や、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

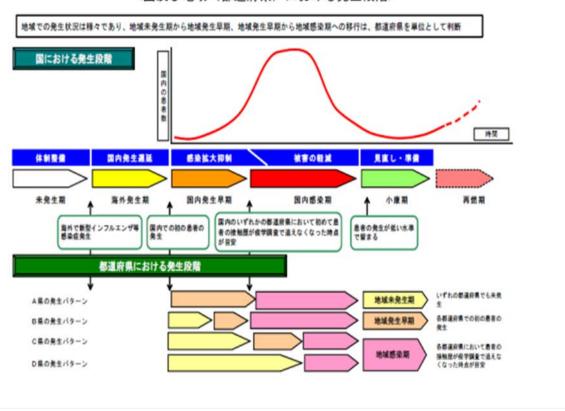
### 7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから 事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、 予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めるこ ととする。県行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から、未発生期、海外 発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、及び小康期に至るまでを6つの 段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。新型インフルエンザ 等対策においては、県レベルでの対応を行うため、県内を香芝市内と読み替えるもの とする。

発生段階	対策の目的					
未発生期	発生に備えた体制整備(行動計画の策定等)を進める					
海外発生期	法に基づく対策本部を設置する					
	国内外の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期					
	発見に努める					
	国内・県内発生に備えた体制の整備・再確認					
県内未発生期	情報収集、県内発生の遅延と早期発見に努める					
(国内発生早期)	県内発生に備えた体制の整備を行う					
県内発生早期	県内での感染拡大をできる限り抑える					
	患者に適切な医療を提供する					
	感染拡大に備えた体制の整備を行う					
県内感染期	医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える					
	県民生活・経済への影響を最小限に抑える					
小康期	県民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える					

県行動計画より抜粋

### 〈国及び地域(都道府県)における発生段階〉



### 8 対策推進のための役割分担

国の役割	・国全体としての体制の整備、対策の推進
	<ul><li>・発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言</li></ul>
	・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県の役割	・県内における新型インフルエンザ等対策(地域医療体制の確保、
	感染拡大防止策等)の実施主体
	・関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進
	・緊急事態宣言時には、法に定める緊急事態措置(外出の自粛、施
	設使用制限等)を実施
市の役割	・地域住民に対するワクチンの接種について、施設または、地域集
	団接種への準備や医師会等への協力依頼及び実施。要援護者等へ
	の生活支援に向けた調査や具体的な支援の確認や実施
	・県や近隣市町村と緊密に連携して対策を実施
医療機関	・院内感染対策や医療資器材の確保、診療継続計画の策定等
の役割	・発生時は診療継続計画等に基づき医療を提供
指定(地	・医療体制や生活・経済の安定維持に関わる医療機関、事業者等
方)公共	(日銀、放送、電信電話、運輸、医師会等、製薬会社、電気ガス会
機関の役	社等)による必要な措置を講ずる
割	・新型インフルエンザ等発生時に、法に基づき新型インフルエンザ
	等対策(医療提供、社会機能維持等)を実施
登録事業	・発生に備えた感染予防策の実施、重要業務の事業継続の準備等
者の役割	・新型インフルエンザ等発生時に、活動の継続に努める
一般事業	・職場における感染予防策の実施、重要業務の事業継続の準備等
者の役割	・新型インフルエンザ等発生時に、一部の事業を縮小
	・多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止措置の徹底
市民の役	・新型インフルエンザ等発生前及び発生時の行動等の知識の習得
割	・マスク・咳エチケット等個人レベルの感染対策の実施、食料品・
	生活必需品の備蓄等
	・新型インフルエンザ等発生時に、状況や対策の正しい情報を得
	て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

### 9 行動計画の主要6分野

本行動計画では、その目標と活動を、政府行動計画、県行動計画に準拠して6つの分野に分けて示すこととする。各分野の内容は、(1)実施体制(2)情報収集(3)情報提供・共有(4)予防・まん延防止(5)保健・医療体制の整備(6)市民生活及び市民経済の安定の確保である。

### (1) 実施体制

全市的な危機管理の問題として取り組み、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

新型インフルエンザ等が発生する前において、市対策本部の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

福祉健康部や市対策本部の枠組みを通じ、関係部局においては、市や県の要請を 受けた事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

### 新型インフルエンザ等対策本部(対策本部)

国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置された時には、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

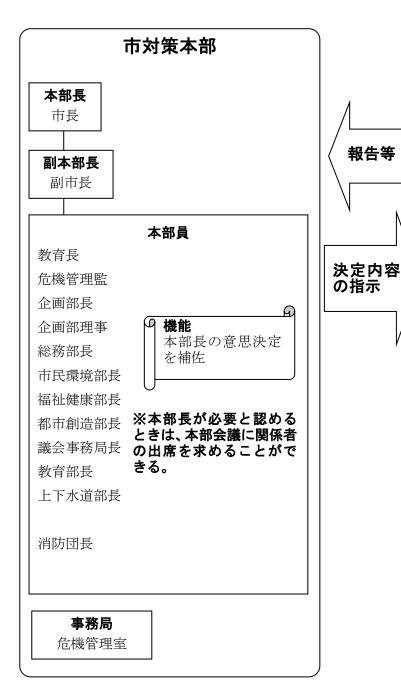
政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には、県が行う 特措法に基づく措置に協力する。

### ≪対策本部の構成≫

### ① 構 成

市長を「本部長」、副市長を「副本部長」とする「市対策本部」を設置する。

新型インフルエンザ等の危機的拡大が予測される場合(県内、市内発生)は、市対策 本部及び市内関係機関が連携し、感染拡大の防止に向け対策を強化すると共に、県と 連携し、社会機能の破綻回避を図る。



## 各部局

#### 企画部

- 秘書広報課 人事課
- · 企画政策課 · ICT 推進課

### 総務部・財務局

- · 総務課
- 管財課
- 財政課
- 税務課
- 納税促進課

#### 市民環境部・地域振興局

- ・市民課
- 市民衛生課
- ・収集センター・生活安全課
- · 市民協働課 · 商工振興課

### 福祉健康部

- · 児童福祉課 · 生活支援課
- ・社会福祉課・保健センター
- ·介護福祉課 ·国保医療課
- 保険料収納課

### 都市創造部

- ・都市計画課・営繕課
- ・土木課
- 農政土木管理課

#### 上下水道部

- 下水道課
- 業務課
- 工務課

### 教育部

- 教育総務課学校教育課
- ・こども課
- 牛涯学習課

### 選管監査

- · 選挙管理委員会事務局
- 監查委員事務局

### 会計管理者

会計課

### 議会事務局

議会総務課

### 農業委員会

農業委員会事務局

### ② 新型インフルエンザ等発生時の各部局の主な役割

新型インフルエンザ等が発生し、対策本部を設置後、各部は下記の役割分担に基づき、市民の生命と健康を守り、安心を確保していく。

なお、職員の健康状態等により、各部の業務遂行に支障をきたす場合、各部においては、相互に応援体制をとって対応するものとする。

### 危機管理監 (事務局)

- 1 市対策本部の設置、運営に関すること。
- 2 相談体制の調整及び統括に関すること。
- 3 市民からの問い合わせの対応及び要望の取りまとめに関すること。

### 各部局共通

- 1 各部局に関する情報収集、調査、市対策本部への報告に関すること。
- 2 他部局への応援に関すること。
- 3 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- 4 関係機関との連絡、調整に関すること。
- 5 その他市対策本部の決定事項に関すること。

### 企画部

- 1 緊急の新型インフルエンザ等対策物品の契約に関すること。
- 2 市職員の感染予防・服務・罹患状況に関すること。
- 3 情報の収集、伝達及び処理に関すること。
- 4 国、奈良県、その他関係機関との協議、交渉、要請等の統括に関すること。
- 5 奈良県との情報連絡に関すること。
- 6 広報等情報提供及び報道機関対応に関すること。
- 7 文化施設における感染予防に関すること。

#### 福祉健康部

- 1 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関すること。
- 2 医師会その他の医療機関及びその他関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 医薬品、医療器具及び防疫資器材の整備、調達及び補給の要請に関すること。
- 4 市民等からの医療相談に関すること。(相談窓口の設置等)
- 5 母子生活支援施設等における感染予防に関すること。
- 6 母子生活支援施設等における感染状況の把握に関すること。
- 7 福祉施設利用者の感染状況の把握に関すること。
- 8 福祉施設の感染予防に関すること。
- 9 在宅の高齢者・障害者等の生活支援に関すること。

### 総務部・財務局・会計管理者・選管・監査

- 1 地域団体・関係団体などの連絡調整に関すること。
- 2 企画部の支援に関すること。
- 3 車両など輸送機関及びその他財務に関すること。
- 4 備蓄物資の搬送及び配分に関すること。
- 5 対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。

### 市民環境部・地域振興局

- 1 戸籍等の届出窓口の確保に関すること。
- 2 ごみの排出抑制・収集等に関すること。
- 3 遺体の収容及び搬送等に関すること。
- 4 遺体の火葬に関すること。
- 5 仮遺体安置所の設置に関すること。

### 都市創造部・農業委員会

- 1 事業所の事業活動の自粛等に関すること。
- 2 市民環境部の支援に関すること。

### 教育部

- 1 保育所(園)・幼稚園・小中学校の児童生徒等の感染予防に関すること。
- 2 保育所(園)・幼稚園・小中学校の児童生徒等の感染状況の把握に関すること。
- 3 教育施設及び体育施設における感染予防に関すること。
- 4 福祉健康部の支援に関すること。

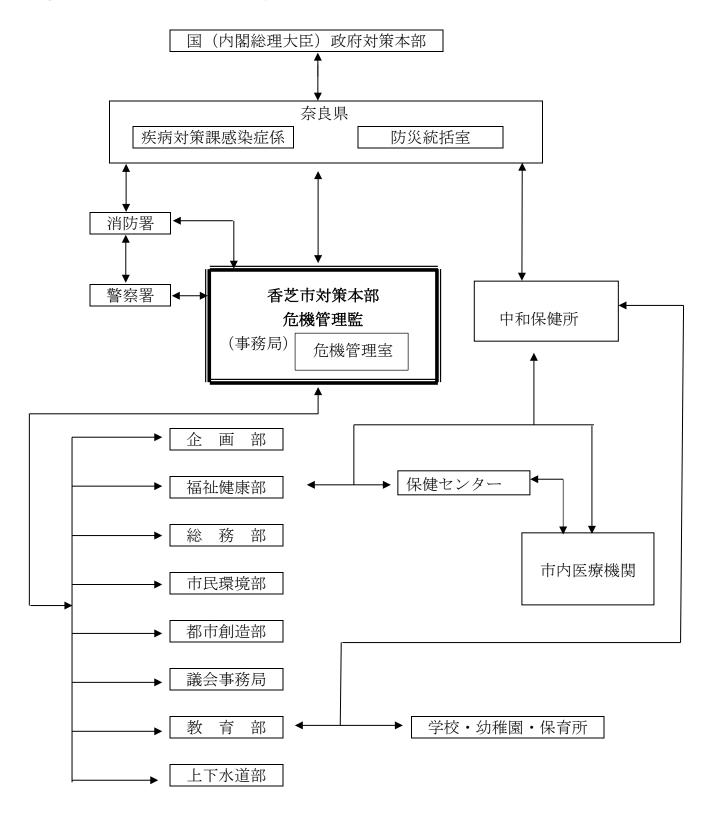
#### 議会事務局

- 1 議会との連絡調整に関すること。
- 2 企画部の支援に関すること。

### 上下水道部

- 1 下水道事業の確保に関すること。
- 2 県営水道との連絡調整に関すること。
- 3 給水の確保に関すること。
- 4 企画部の支援に関すること。

### ③ 新型インフルエンザ対策の情報伝達系統



### (2)情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

### ①海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

県では、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

# ② 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報 が蓄積された段階

県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス体制により把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用する。

地域で流行する病原体の性状(インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等)に対する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

### (3) 情報提供・共有

### ①目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、 情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含む。

適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得しても らうことによって、いざ発生した時に市民が正しく行動することになる。 誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

### ② 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、 障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を 用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ③ 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の 結果などについて、市民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供 する。

学校等においては、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、福祉健康部や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

### ④ 発生時における市民等への情報提供及び共有

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の 決定プロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断が なされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人 権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。

誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。 媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等を活用する。

### ⑤ 情報提供体制

提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元 的に発信するため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを設置する。

提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を定期的に適時適切に発信する体制をとる。

コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域に おいて市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

### (4) 予防・まん延防止

制が対応可能な範囲に収める。

### ①目的

流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。 流行のピーク時の受診患者数を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行う。 まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

### ②主なまん延防止対策

### 個人における対策

県では、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力 (健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人 混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外 出の自粛要請等を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力す る。

### 地域・職場における対策

県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ施設の使用制限の要請等を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### その他

海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に 応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

### ③予防接種

### i) ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、 入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努める ことは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限に とどめることにつながる。

### ii) 特定接種

### ii-1)特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国の対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- ○「医療の提供業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

この基本的考え方を踏まえ、政府行動計画では、特定接種を実施するにあたっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、「医療関係者」、「新型インフルエンザ等対策実施に携わる公務員」、「指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者等を含む。)」、「それ以外の事業者」の順とすることが基本とされている。

ただし、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他関連事項を決定することとされている。

### ii-2) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となっている。

### iii) 住民接種

### iii-1)住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する 予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がなされた場合については、特 措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による 予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言がなされていない場合については、 予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。 接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が想定されるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条第2項)と、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国において決定される。

考え方	疾患の特徴	重症化しやすい順序(仮	優先順位
		定)	
重症化、死亡を可能	成人・若年者に重症	医学的ハイリスク者>成	①医学的ハイリスク者 ②成
な限り抑えることに	者が多いタイプ	人・若年者>小児>高齢者	人・若年者 ③小児 ④高齢者
重点を置いた考え方	高齢者に重症者が多	医学的ハイリスク者>高齢	①医学的ハイリスク者 ②高齢
	いタイプ	者>小児>成人・若年者	者 ③小児 ④成人・若年者
	小児に重症者が多い	医学的ハイリスク者>小児	①医学的ハイリスク者 ②小児
	タイプ	>高齢者>成人・若年者	③高齢者 ④成人・若年者
わが国の将来を守る	成人・若年者に重症	医学的ハイリスク者>成	①小児 ②医学的ハイリスク者
ことに重点を置いた	者多いタイプ	人・若年者>高齢者	③成人・若年者 ④高齢者
考え方	高齢者に重症者が多	医学的ハイリスク者>成	①小児 ②医学的ハイリスク者
	いタイプ	人・若年者	③高齢者 ④成人・若年者
重症化、死亡を可能	成人・若年者に重症	成人・若年者>高齢者	①医学的ハイリスク者 ②小児
な限り抑えることに	者が多いタイプ		③成人・若年者 ④高齢者
重点を置きつつ、併	高齢者に重症者が多	高齢者>成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②小児
せてわが国の将来を	いタイプ		③高齢者 ④成人・若年者
守ることにも重点を			
置く考え方			

(「奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋)

- ○医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 (例)基礎疾患を有する者、妊婦等
- ○小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ○成人・若年者
- ○高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

### ⅲ-2) 住民接種の体制

住民に対する予防接種については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、早期に接種体制の構築を図る。

### iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種 全体のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係 る基本的対処方針諮問委員会の意見を参考に政府対策本部において総合的に判断・ 決定されるため、各機関においては、接種体制、接種対象者、接種順位等、国からの 指示の下に実施する。

### (5)保健・医療体制整備

《 以下は、県の行動計画の基本的方針より》

### (ア) 基本的な考え方

- ・新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測 されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には限界があることから、効率 的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ・地域の医療体制の整備にあたっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種 の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具 体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。
- ・県内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療機関に対し、感染症に関する研修を行うなど人材育成に努めるとともに、医療機関に対して院内感染防止対策について情報提供を行う等、受入体制の充実を図る必要がある。

### (イ) 発生前における医療体制の整備

・県が行う医療体制の整備について市は、保健所等と連携し、地区医師会、薬剤師会、 地域の中核的医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策委員会を設置するなど、 地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備が出 来るように協力を行う。

### (ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

- ・県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効であるという考えに基づき、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。
- ・新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い国からの帰国者や国内患者 の濃厚接触者の診療のために、「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- ・県及び保健所設置市は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。

- ・新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する 可能性もあることを踏まえて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感 染している可能性がある者と、それ以外の疾患の患者の接触を避ける工夫等を行い 院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護 具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際に は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等に は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制 に切り替える。
- ・患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。なお、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、協力医療機関で受け入れる体制を確保する。また在宅療養支援体制を整備することも重要である。
- ・医療体制の整備には医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、県立医科大学、県立病院、公立病院、県医師会、県病院協会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。県行動計画に基づく対策の中で、既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、市は関係機関と連携し、県が行う臨時の医療施設の設置や、災害医療に準じた体制の確保に協力をする。

### (エ) 抗インフルエンザ薬等

・県では、県内の備蓄状況や流通状況等を勘案し、県民の45%に相当する量を目標にして抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。これを踏まえ、市においては、地域薬剤師会等と連携しながら、診療等に必要な抗インフルエンザ薬等の確保に協力を行う。

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、全人口の25%がり患し、流行が約8週間程度続くと予測されている。また、本人や家族のり患等により、従業員の最大40%が欠勤する事態も予想され、社会・経済活動の大幅な縮小、停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足も危惧される。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済への影響を最小限とできるよう、市、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者や市民においても事前の準備を行うことが重要である。

	対策の例	概 要					
市民	とへの呼びかけ	・個人レベルの対策(咳エチケット・手洗い・うがい等)等基本的な感染予防策 ・自ら患者になった場合の基本的行動等の理解促進					
患者・濃厚接触者への対応		<ul> <li>・帰国者・接触者外来の診療</li> <li>・患者の感染症指定医療機関への入院</li> <li>・濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察</li> <li>・濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与</li> <li>・基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等への感染予防強化</li> </ul>					
	学校・保育施設	・学級閉鎖・臨時休校・入学試験の延期等					
県 活か 動	集会・興業施設	・施設の利用制限、活動の自粛等					
らの要請	事業者	・職場における感染予防策、従業員の健康管理の徹底 ・事業継続に不可欠な重要業務以外の業務縮小					
	公共交通機関等	・利用者へのマスク着用励行の呼びかけ等					
	水際対策	・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視、渡航予定者への情報提供等					
特定接種・住民接種		・医療、社会機能維持に係る事業者等へのプレパンデミックワクチンの先行接種 ・住民に対する速やかな予防接種実施に向けた体制の構築					

	<指定地方公共機関、登録	事業者等の対応例>										
	未発生期 海外発生期		県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期						
	業務	計画の策定・見直し										
指		職場での感染拡大防止策の徹底・従業員の健康監視等										
指定地方			重要業務を継続(業務計画等の履行)									
方				里女未彷で秘机	((未依計) 四寺V版1]/ 							
公共機関			緊急事態宣言時の措置を実施 (医療の提供、ライフラインの維持、物資の運送等)									
		特定接種	ハンデミ	ックワクチンの先行接種		特定接種						
咨	事業継	続計画の策定・見直し										
登 録 事												
事業者												
11				県民生活・経済	その安定に関する業務を継続							
		重要業務の重点化に向し	けた準備		不要不急の業務の一部縮小							
般	職場での感染拡大防止策の徹底・従業員の健康監視等											
事業者			多数の者が集まる施設 利用制限等	での感染予防策の徹底								
			(特措法第24条第9項、	第45条第3項の実施								

### Ⅲ 各段階における対策

### 1未発生期

### (1) 予想される状況

新型インフルエンザ等が発生していない状態。海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

### (2)目的

発生に備えて体制の整備を行う。

国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

### (3) 対策の考え方

新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を 怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県、医療機関等との連携を図り、対応体制の 構築や訓練の実施、人材の育成等事前の準備を推進する。

新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を 図るため、継続的な情報提供を行う。

国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

### ① 実施体制

### a 市行動計画の再確認

- ・市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、市行動 計画を必要に応じて見直し、市行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。
- ・また業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等発生時においても重要業務を 継続する体制を整える。

### b 体制の整備及び国・県との連携強化

・市は、県、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

### ② 情報収集

#### a 情報収集

・新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

#### b 通常のサーベイランス

・市は、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状の欠席者の状況の調査 に協力する。 ・香芝市医師会等の会議を通じて、診療所等のインフルエンザ様症状の治療状況や 感染症動向を確認する。

### c 調査研究

・市は、必要に応じて、国、県が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や県内市町村等との連携等の体制整備を図る。

### ③ 情報提供・共有

### a 継続的な情報提供

- ・市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市公式ウェブサイト等各種媒体を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報 提供を行う。
- ・市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに 対しても実施すべき個人レベルの感染症対策の普及を図る。

### b 体制整備等

- ・市は、新型インフルエンザ等発生時、発生状況に応じた市民への情報提供の内容 (対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内 容、対策の実施主体を明確にすること)や媒体(テレビや新聞等のマスメディア 活用を基本とし、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・ 機関を活用する)、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等 について体制整備を整えておく。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報担当者を中心とした広報担当チームを決めておく。
- ・市は、地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、県等と連携 しながら市の相談窓口を設置する準備を進める。

### ④ 予防・まん延防止

### a 個人における対策の普及

・市は、感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑

わしい場合は、保健所に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急な 外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染 対策について理解促進を図る。

・市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の感染対 策について、市民への理解促進を図る。

### b 予防接種体制の準備

### b-1 事業者登録への協力

国が事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

### b-2 特定接種

国・県の要請に基づき、特定接種の対象となり得る職員・登録事業者等に対し集団 接種を原則として、予防接種体制の準備をする。

### b-3 住民接種

- ・特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき市民に対し、速やかに ワクチンを接種できるための体制の構築を図る。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するな ど、市以外の市町村における予防接種を可能にするよう努める。
- ・速やかに接種ができるように、医師会、事業者、学校関係者等と協定し、接種 に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等接種の 具体的な実施方法について準備を進める。

### c 地域対策・職場対策の周知

- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場 における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染症対策について周 知を図るための準備を行う。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策に ついて周知を図るための準備を県が実施することについて、必要に応じて協力す る。

#### d 衛生資器材等の供給体制の整備

・県では、国と協力して、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握するよう努める。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適 宜、協力する。

#### e 水際対策

・県では、検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等につ

いて、検疫所その他国の関係機関との連携を強化する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### ⑤ 保健・医療体制の整備

### a 地域医療体制の整備

・保健所単位での連絡協議会への参画、一般医療機関に感染対策等を進めることを 周知する。

### b 県内感染期に備えた医療の確保

・一般医療機関に対する診療継続計画の作成を周知、国のマニュアル等の情報提供 や臨時の医療施設等の検討。また社会福祉施設等の入所施設における、集団発生 時の医療の提供方法の検討の周知、県内感染期の救急機能維持のための方策につ き、消防本部への周知を行う。

### c 研修等

・新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者 の移送手引きなど国・県を通じ市は医療機関に周知など取り組みに適宜、協力し 発生を想定した研修や訓練を行う。

### d 医療資器材の整備

- ・県では、必要とする医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等をあらかじめ備蓄・ 整備する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県では、国の要請を受けて、医療機関において必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)、県内感染期の増床の余地について調査を行い、確保に努める。市等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### e 医療機関等への情報提供体制の整備

・県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療 従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。市は、県等からの 要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

### a 業務計画等の作成

・県では、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### b 物資供給の要請等

・県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送 の確保のため、製造・販売・運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に 対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。市は、 県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### c 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

・市は、国の要請に基づいて行う、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者等を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

### d 火葬能力等の把握

・市は、県及び国と連携して火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設 等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備す る。

### e 物資及び資材の備蓄等

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を 備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。
- ・市は、個人・家族に対する食料等備蓄の呼びかけを行う。

### 2 海外発生期

### (1) 予想される状況

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。国内では新型インフルエンザ等患者は発生していない状況。海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状況。

### (2)目的

新型インフルエンザ等の県内・市内侵入をできるだけ遅らせ、県内・市内発生の 遅延と早期発見に努める。

県内・市内発生に備えて体制の整備を行う。

### (3)対策の考え方

新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。

対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、 新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。

県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内・市内発生に備え、県内・市内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内・市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### ① 実施体制

### a 体制強化等

- ・市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た 場合には、速やかに、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合 には、市長を本部長とする市対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を 確認し、市「行動計画」に基づく対策を実施する。
- ・市は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民 に広く周知する。
- ・市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

### b 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

・市は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく、予防接種や感染症等相談窓口の設置など対策を実施する。

### ② 情報収集

- ・ 県等と連携して新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集を積極 的に行う。
- ・市は、引き続き、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状の欠席者の 状況の調査に協力する。
- ・香芝市医師会等の会議を通じて、診療所等のインフルエンザ様症状の治療状況や 感染症動向を確認する。

### ③ 情報提供・共有

### a 情報提供

- ・市は、県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要となる対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、対策本部における広報担当者を中心とし、情報の集約・整理・一元的な発 信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を 提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

### b 情報共有

・市は、国のサイトの活用や、県や関係機関等とのインターネット等を活用した、 リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

### c 相談窓口の設置

・市は、県等からの要請に応じ、通常の保健事業に支障が来ないように、国が作成 したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を 設置し、適切な情報提供に努める。

### ④ 予防・まん延防止

#### a 国内でのまん延防止対策の準備

・個人における対策の普及を図る為、感染対策について、市民の理解の促進を図る。また地域対策・職場対策の周知、衛生資機材等の供給体制の整備について、必要に応じ、協力する。

#### b 水際対策

・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所(保健福祉事務所)において必要な健康監視等の対応をとる。

・市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### c 予防接種

### c-1 予防接種体制の構築

・国や県と連携して、ワクチンの流通に関する情報を収集しながら、予防接種体制を 構築する。

### c-2 接種体制

### c-2-1 特定接種

- ・県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について情報収集を行う。
- ・国や県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、地方公務員の対象者に対し、集団的な接種を行うことを基本に、医師会の協力を得ながら、本人の同意を得て特定接種を行う。

### c-2-2 住民接種

- ・国や県と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項 に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを 基本とし、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

### d 情報提供

・ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった国からの具体的な情報について、関係機関等に対し積極的に情報提供を行う。

### ⑤ 保健・医療体制の整備

- a 帰国者・接触者相談センターの紹介
  - ・新型インフルエンザが疑われる帰国者へ、直ちに帰国者・接触者相談センター に相談するように勧める。

### b 医療機関への情報提供

・国や県からの情報を速やかに提供しながら、医師会等医療機関と連携をする。

### c 医療機関以外で医療を提供する公共施設の確保

・医療機関以外で医療を提供する公共施設の確保に向けて検討をする。

### ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

a 事業の継続

- ・香芝市事業継続計画に基づき、事業継続に向けた準備を行う。
- ・各部署、事業者に対し、感染状況等の把握と職場での感染防止策の準備を行うよう 依頼する。

### b 流行時の要員の確保

・国や県が行う登録事業者に対する従業員の健康管理の徹底、職場における感染防止対策準備の要請において、適宜協力をする。

### c 食料品、生活必需品等の確保

- ・市民に広く、流行時の外出自粛に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄する ように呼びかける。
- ・在宅の高齢者、障がい者等の要援護者に、2週間程度の生活必需品等の備蓄が必要であることを周知し、勧奨する。

### d 高齢者・障がい者等の要援護者への支援

- 介護サービス事業者等に向けて事業継続計画の確認を依頼する。
- ・自治会、民生委員、介護サービス事業者等と連携し、県内感染期における要援護者 への生活支援(見守り、相談等)の対応について協議し準備を進める。

### e 遺体の火葬・安置の準備

・国や県と連携し、火葬場の能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的 に遺体を安置出来る施設等の確保ができるように準備を行い、併せて、遺体の保存 作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

### 3 県内未発生期

### (1) 予想される状況

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある状態。

### (2)目的

新型インフルエンザ等の県内・市内侵入をできるだけ遅らせ、県内・市内発生の 遅延と早期発見に努める。

県内・市内発生に備えて体制の整備を行う。

### (3)対策の考え方

国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、 感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県 等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。

市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### 実施体制

- ・市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、県内発生早期の対策を検討する。
- ・市は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に 広く周知する。
- ・市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

### ② 情報収集

・市は、県等と連携して新型インフルエンザ等迅速診断キットの有効性や治療の効果 等に関する調査研究や分析結果を把握し、引き続き、県が実施する学校等における インフルエンザ様症状の欠席者の状況の調査への協力を強化する。

### ③ 情報提供·共有

- a 情報提供
- ・市は、県等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要となる対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒

体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、 注意喚起を行う。

- ・市は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを 把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うと ともに、次の情報提供に反映する。
- ・市は、市対策本部における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報 の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提 供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

## b 情報共有

・市は、国のサイトの活用や、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリア ルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

## c 相談窓口の体制充実・強化

- ・市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充 実・強化する。
- 市は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

#### ④ 予防・まん延防止

- a 県等との連携による市民・事業所等への勧奨
- ・市は、県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を 勧奨する。
- ・市は、県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を勧奨すると ともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨をする。
- ・市は、県が行う、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請に協力する。
- ・市は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び かけなど適切な感染予防策を講ずるよう依頼する。
- ・市は、県が行う、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数

の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請に協力する。

## b 予防接種

## b-1 特定接種

・地方公務員に対する特定接種を強化する。

#### b-2 住民接種

・国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時予防接種を、医師会の協力を得ながら実施する。

保健センター・学校や公民館等で予防接種の機会を確保する。

#### c 緊急事態宣言時の措置

- ・生活の維持に必要な場合を除き、県が行う外出の自粛要請に協力する。
- ・県の要請があれば速やかに市が所管する学校・保育所等(特措法施行令第11条に 定める施設に限る)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の 延期等)の実施を進める。
- ・県が行う事業所等への新型インフルエンザ等に関する情報提供と感染予防対策の強 化の要請に協力する。
- ・市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## ⑤ 保健・医療体制

#### a 医療体制の整備

・症例の疫学的な情報をもとに患者の早期発見と、院内感染防止対策に留意しなが ら診療業務を行うよう、医師会等医療機関と連携する。

#### b 帰国者・接触者相談センターの紹介

・新型インフルエンザが疑われる帰国者へ、直ちに帰国者・接触者相談センターに 相談するように勧める。

## c 医療機関への情報提供

- ・医師会等と連携をしながら、国・県からの情報を医療機関に速やかに提供する。
- ・抗インフルエンザウイルス薬等診療等に必要な抗インフルエンザウイルス薬等の 確保について、薬剤師会と連携を行う。
- 医療機関以外での医療を提供する公共施設の確保を行う。
- 休日応急診療所の継続について北葛城医師会と協議する。

## ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

## a 事業の継続

- ・香芝市業務継続計画に基づき、事業の継続を行う。
- ・各部署、事業者に対し、流行状況等の情報収集と職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うように依頼する。

## b 食料品・生活必需品の確保

・市民に対し、食料品や生活必需品の購入にあたっての消費者としての適切な行動を 呼びかける。

#### c 遺体の火葬・安置

・ 火葬の適切な実施が出来るよう調整を行う。また引き続き、一時的な遺体安置場所 の確保が出来るよう準備を行う。

## d 緊急事態宣言時の措置

- ・高齢者・障がい者等要援護者への支援(介護等サービス提供の確保)介護等サービス事業者の事業継続計画の確認を要請する。
- ・流行に備え、自治会、民生委員、介護サービス事業者等と連携しながら生活支援を 行う。

#### e 水の安定供給

・水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等の緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために、消毒 その他衛生上の必要な措置を講ずる。

## f 犯罪の予防・取締り

・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察等と連携し、注意喚起をする。

#### g 生活関連物資等の価格の安定等

・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう、国や県と連携し調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の呼びかけを行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 4 県内発生早期

#### (1) 予想される状況

県内・市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触 歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### (2)目的

県内・市内での感染拡大をできる限り抑える。

患者に適切な医療を提供する。

感染拡大に備えた体制の整備を行う。

## (3) 対策の考え方

感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、 感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型 インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。

医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な提供を行う。

住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

## ① 実施体制

- ・政府対策本部が設置された場合は、速やかに「市対策本部」を設置すると共に、県の 対策本部と連携して、県内発生早期における対策等を実行するとともに、感染拡大 に備えた対応の検討を行う。
- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに「市対策本部」を設置し変更された基本的 対処方針に基づき、対応措置について検討し、措置を行う。

## ② 情報収集

- ・国や県と連携して新型インフルエンザ等に関する国内外の情報の収集を継続的に行 う。
- ・市は、引き続き、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状の欠席者の調 査に協力する。

## ③ 情報提供・共有

#### a 情報提供

- ・市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・市は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染

予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを 把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うと ともに、次の情報提供に反映する。
- ・市は、広報担当部署を中心に、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口 業務の一本化を実施する。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

#### b 情報共有

・市は、国のサイトの活用や、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用した リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

## c 相談窓口の体制充実・強化

- ・市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充 実・強化する。
- 市は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

## ④ 予防・まん延防止

#### a まん延防止対策

- ・県内未発生期に準じ、対策を強化し継続する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等に、学校保健安 全法に基づき臨時に学校の全部又は一部の休業を行うよう県が要請する場合は協力 する。

#### b 予防接種

#### b-1 特定接種

・地方公務員に対する特定接種を医師会の協力を得ながら速やかに進める。

#### b-2 住民接種

・国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時予防接種を、医師会の協力を得ながら、保健センター・学校や公民館等で予防接種を進める。

## c 緊急事態宣言時の措置

- ・県からの要請を受け、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、期間を定めて不 必要な外出の自粛や基本的な感染予防対策を徹底するよう依頼する。
- 集会等の各種行事の自粛についての県からの要請に協力する。
- ・県からの要請を受け、学校、保育施設、福祉施設・事業所等に対し、臨時休校、臨時 休業、職員の就業制限を促す。
- ・市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種実施を 強化する。

## ⑤ 保健・医療体制の整備

## a 医療機関の体制整備

## a-1 院内感染防止対策

- ・一般の医療機関においても新型インフルエンザ患者を診療する可能性があること から、院内感染防止対策の徹底を促す。
- ・医療機関以外での医療を提供する公共施設の確保及び運用の準備をする。

## a-2 在宅患者への支援

・関係機関の協力を得ながら、在宅で診療をする新型インフルエンザ等患者への支援(見回り・訪問看護・訪問診療・食事の提供・医療機関への搬送)や自宅で死亡した場合の対応に係る準備をする。

## ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### a 事業の継続

・各部署・事業者に対し、発生状況等に関する情報収集と職場における感染防止策の 実施を呼びかける。

#### b 食料品・生活必需品の確保

・引き続き、市民に対し食料品や生活必需品の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

#### c サービス安定供給のための支援

・社会機能維持に関わる従事者のために、事業者へ流行時の要員の確保を促す。

#### d 高齢者・障がい者等の要援護者への支援(介護サービス等の提供の確保)

・介護サービス事業者等の事業継続計画の確認を呼びかける。県内感染期に備え、自

治会、民生委員、介護サービス事業者等と連携をしながら生活支援を行う。

#### e 遺体の火葬・安置

・引き続き、火葬場及び一時的な遺体安置場所の確保・整備等の準備を進める。

## f 緊急事態宣言時の措置

#### f-1 事業の継続

各部署・事業者に対し、業務の継続又は自粛の準備を行うように依頼する。

#### f-2 水の安定供給

・水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等の緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために、消毒 その他衛生上の必要な措置を講ずる。

## f-3 犯罪の予防・取締り

・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察等と連携し、注意 喚起をする。

#### f-4 生活関連物資等の価格の安定等

・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また 買占め及び売り惜しみが生じないよう国や県と連携し調査・監視をするとともに、 必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の呼びかけを行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

# 5 県内感染期

## (1) 予想される状況

新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいい、 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

#### (2)目的

医療体制を維持する。

健康被害を最小限に抑える。

市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

#### (3)対策の考え方

感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防 止策から被害軽減に切り替える。

地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに 実施すべき対策の判断を行う。

状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況 等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。

流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。

医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし 健康被害を最小限にとどめる。

欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため 必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限 り継続する。

受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## ① 実施体制

#### a 県内感染期移行の判断

・県では、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態となり、かつ、国が国内感染期の基本的対処方針及び国内感染期であることを公示したときは、県対策本部等の意見を踏まえ、市対策本部を開催し、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市計画により必要な対策を行う。

#### b 緊急事態宣言がされている場合の措置

・上記の対策に加え国が示す基本的対処方針に基づき、速やかに市対策本部を設置する。市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができな

くなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## ② 情報収集

- ・市は、引き続き、国や県等と連携して新型インフルエンザ等の対策等に関する国内 外の情報収集を積極的に行う。
- ・市は、引き続き、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状の欠席者の状況の調査に協力する。
- ・市は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安により、県からの学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の要請を受け、適切に行うよう市が所管する学校等の設置者に通達する。
- ・市は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び かけなど適切な感染予防策を講ずるよう依頼する。
- ・市は、県が行う、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請に適宜協力する。

## ③ 情報提供・共有

## a 情報提供

- ・市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、 国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策 の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報 提供する。
- ・市は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流 行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策に ついての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを 把握し、次の情報提供に反映する。

#### b 情報共有

・市は、国のサイトの活用や、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

#### c 相談窓口の継続

- ・市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、保健センターに設置 した相談窓口体制を継続する。
- 市は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

## ④ 予防・まん延防止

#### a 感染拡大防止策

- ・市は、県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を 勧奨する。
- ・市は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請すると ともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請す る。
- ・市は、県が行う、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、県からの学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の要請を受け、適切に行うよう市が所管する学校等の設置者に通達する。
- ・市は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び かけなど適切な感染予防策を講ずるよう依頼する。
- ・市は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、 多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

#### b 予防接種体制

・市は、県の要請があったときは、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### c 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が課題となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
- ・県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対して、期間と区域を定めて、生活 の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染防止策の徹底 を要請する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県か らの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、 施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学 校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康 の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに 限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、 その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとと もに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条

に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## ⑤ 保健・医療体制

#### a 医療体制整備

- ・県から届く、診断・治療に資する情報を迅速に医療機関に提供する。
- ・県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の患者治療を行わないとしている医療機関を除き、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うように要請する。

## b 在宅療養者及び要援護者への支援

・県からの要請に基づき、関係機関や関係団体の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

#### c 医療機関以外での医療を提供する公共施設の確保

・特措法第48条第1項及び第2項に基づき、県内の医療機関での診療が増加し、医療機関が不足した場合において、国及び県の要請・指示のもとに、医療機関以外の場所において、臨時の医療施設を設置し医療を提供できるように、関係部署に協力要請を行う。

## ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### a 市民等に対し、ゴミの排出抑制

・通常のゴミの回収の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にゴミの減量化を 求める要請を行う。

## b 食料品・生活必需品等の確保

・市民に対し、食料品や生活必需品の購入にあたっての消費者としての、適切な行動 を呼びかける。

#### c 高齢者・障がい者等の要援護者への支援

・引き続き、県等の要請に応じ、関係団体や機関の協力を得ながら、要援護者等の生活支援(見回り、介護、食事の提供等)の対応を行う。

## d 緊急事態宣言時の措置

#### d-1 事業者への対応

・県が行う各事業者等における事業継続の状況や、新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等の確認に協力する。

#### d-2 水の安定供給

・水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型 インフルエンザ等の緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために、 消毒その他衛生上の必要な措置を講ずる。

#### d-3 サービス水準に係る市民への呼びかけ

・サービス供給不足が懸念される場合、関係部署において市内事業者のサービス提供水準の状況把握に努めるように協力を依頼する。また、市民に対しては、まん延時には介護保険や福祉支援サービス等の提供水準が、相当程度低下する可能性に理解と協力を呼びかける。

## d-4 食料品や生活物資の価格の安定等

・県からの要請に協力し、市民生活安定のために、生活物資の価格高騰防止や、買占め・売惜しみが生じないように、調査・監視をすると共に、関係部署と連携して市内業者や市民へ協力を呼びかける。

#### d-5 遺体の火葬、安置

- ・火葬場に対し、可能な限り火葬炉を稼働出来るように協力を呼びかける。
- ・県からの要請に基づき、一時的に遺体を安置する施設を直ちに確保するように、 関係機関に協力を依頼する。
- ・市は、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難になり、国が緊急の必要性があると 認めるときは、国・県が定める他の市町村長による埋葬または火葬の許可等の埋 葬及び火葬の手続きの特例に基づき対応をする。

#### d-6 犯罪の予防及び取締り

・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察等と連携し、注意 喚起をする。

# 6 小康期

#### (1) 予想される状況

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 大流行は一旦終息している状況。

#### (2)目的

市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

## (3)対策の考え方

第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器 材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急 に回復を図る。

第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報 提供する。

情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。

第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## ① 実施体制

## a 基本的対処方針の変更

・国が決定した基本的対処方針及び県の意見を踏まえ、必要に応じて、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認し、これらの情報を積極的に収集し、市計画により必要な対策を行う。

#### b 緊急事態解除宣言がされている場合の措置

・市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき市対策 本部を廃止する。

#### c 対策の評価・見直し

・市は、各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県行動計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、市計画等の必要な見直し等を行う。

## ② 情報収集

#### a 情報収集

・市は、国、県、WHO(世界保健機関)等の国際機関等から新型インフルエンザ等対 策等に関する情報を収集する。

#### b サーベイランス

・市は、県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に 応じ、その取組等に適宜、協力する。 ・市は、県等と連携して再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエン ザ等の集団発生の把握を強化するなどの、情報を積極的に収集するとともに、国及 び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## ③ 情報提供・共有

#### a 情報提供

- ・市は、県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要 性などについて、引き続きメディア等に対し広報担当者から適宜必要な情報を提供 する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等をとりまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

## b 情報共有

・市は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

## c 相談窓口の体制の縮小

・市は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

## ④ 予防・まん延防止

#### a 予防接種

- ・流行の第二波に備え、医師会の協力を得ながら新臨時接種を実施する。
- ・緊急事態宣言がなされている場合は、医師会の協力を得ながら県の要請を受けて、 特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

#### b 事業所等へ第二波に備えた情報提供と備蓄要請

・流行の第二波に備え、新型インフルエンザ等の感染予防対策の徹底と対策物品の備 蓄を要請する。

## ⑤ 保健・医療体制

・第二波に備え、県からの医療体制などの支援の要請に適宜協力する。

## ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### a 市民・事業者への呼びかけ

・市は、必要に応じ引き続き市民に対し食料品・生活関連物資等の購入に当たっての 消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、市内業者に対しても、食料品・ 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう呼びかける。

## b 安定したライフラインや社会機能維持

・第二波に備えつつ、従来の社会経済活動に戻れるよう支援する。

#### c 緊急事態宣言時の措置

・国内、県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた処置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を県と連携のうえ、 縮小・中止する。

## (参考)

## 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

市は、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ次のとおり対策を行う。

#### (1) 概要

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多くみられている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、 特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を 準備しておく。

#### (2) 実施体制

国及び県等からの要請に応じ対策本部を設置し庁内関係部局で共有する。

(3) サーベイランス・情報収集

市は、国、県からの鳥インフルエンザに関する情報を収集及び共有する。

(4) 予防・まん延防止

市は国、県の動向や疫学調査等の結果をふまえ、感染対策に努める。

市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに 対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

# 資料編

# 1 用語解説

インフルエンザ	インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原
	因となっているウイルス抗原性の違いから、A型、B型、C型に
	大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球
	凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という。二つの糖蛋白
	の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/ソ連型、
	A/香港型というのは、この亜型のことをいう。)
家きん	鶏、あひる、うずら等家畜として飼養されている鳥
	なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対
	象家畜として鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及
	び七面鳥が指定されている。
感染症指定医療	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感
機関	染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定
	医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこ
	と。
	*特定感染症指定医療機関:新感染症の所見があるもの又は一類
	感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者
	の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
	*第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症方は新型
	インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関とし
	て都道府県知事が指定した病院
	*第二種感染症して医療機関:二類感染症又は新型インフルエン
	ザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知
	事が指定した病院
	*結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる
	医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(こ
	れらに準ずるものとして政令で定めるものを含む)又は薬局
	病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染
	症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法
	に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフル
	エンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。
帰国者・接触者外来	新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者で
	あって発熱・呼吸器症状等を有するものに係る診療を行う外来
	都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定す
	る。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエ
·	

	、形体)-中世20日本1.71-71-71-71-71-71-71-71-71-71-71-71-71-7
	ンザ等に患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機
	関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)
	で診療する体制に切り替える。
帰国者・接触者相談	発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・
センター	呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触
	者外来に紹介するための相談センター
抗インフルエンザウ	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に疎外することによっ
イルス薬	て、インフルエンザ症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害
	剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖
	を抑える効果がある。
個人防護具	エアロゾル、飛沫などの暴露のリスクを最小限にするためのバ
	リアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等を言う。
	病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的
	処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。
サーベイランス	見張り、監視制度という意味。疾患に対して、様々な情報を収
	集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づ
	いて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分
	析のことを示すことを示すこともある。
指定届け出機関	感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるも
	の又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症
	の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を
	担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。
死亡率	ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフル
	エンザ等に罹患して死亡した者の数
人口呼吸器	呼吸状態の悪化が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素
	を送って呼吸を助けるための装置
新型インフルエンザ	感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能
	力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ
	であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していな
	いことから、当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、
	当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康
	に重大な影響を与える恐れがあると認められ者を言うとされてい
	る。
	毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗
	原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫
	を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、
	急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミ
	ック)となるおそれがある。
·	

新型インフルエンザ	2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大
(A/H1N1)/	流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエ
インフルエンザ(H	ンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)との名称が用
1 N 1) 2 0 0 9	いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそ
	のウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節型インフルエ
	ンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N
	1) 2009」としている。
新感染症	新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝
	染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾
	病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病
	にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のま
	ん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある
	と認められるものを言う。
積極的疫学調査	患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に
	対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うこ
	とにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにす
	ること。感染症法第15条に基づく調査をいう。
致命率(CaseF	流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡し
atalityRa	た者の割合
te)	
トリアージ	災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、
	治療等を行うために傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけ
	ること。
鳥インフルエンザ	一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症ではあるが、稀に、鳥
	インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こ
	すことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイ
	ルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又は
	その死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限ら
	れるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、
	患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家
	族内での感染が報告されている。
濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触
	した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「か
	かっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生し
	た新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決ま
	るが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
発病率(Attac	新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザ
kRate)	のウイルスに曝露するリスクを有するため、個々では、人口のう
	ち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合

パンデミック	感染症の世界的大流行
	特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型
	インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウ
	イルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こ
	すことを指す。
パンデミック	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフル
ワクチン	エンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスをも基に製
	造されるワクチン
病原性	新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した
	場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、
	病原性が宿主(人など)に感染して病気を起こさせる能力であり、
	病原性の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した
	表現
プレパンデミック	新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエン
ワクチン	ザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを
	基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥
	インフルエンザウイルスを用いて製造)
PCR (Porim	DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプラ
e r a s e C h a i	イマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっ
n Reactio	ても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフ
nn:ポリメラゼ連	ルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイ
鎖反応)	ルスであるため、逆転写酵素(reverse Transcr
	iptase)を用いてDNAに変換したあとにPCRを行うR
	T-PCRが実施されている。

#### ○感染症の定義及び類型

- [ 一類感染症 ] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症、{例 エボラ出血熱、ペスト等}
- [ 二類感染症 ] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症 {例 急性灰白髄炎、ジフテリア}
- [ 三類感染症 ] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症 {例 腸管出血性大腸菌感染症 (O 1 5 7) 等}
- [ 四類感染症 ] 人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。{例 A型肝炎、狂犬病等}
- [ 五類感染症 ] 国民の健康に影響を与える可能性がある感染症。{例 麻疹、梅毒等}
- [ 六類感染症 ] 既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から 三類に準じた対応の必要が生じた感染症

## 2 特定接種の対象となり得る業種・職務(政府行動計画別添より)

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に 政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制 を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり設定した。

# (1) 特定接種の登録事業者

## A 医療分野

(A-1:新型インフルエンザ等医療型、A-2:重大・緊急医療型)

業腫	類型	業種小分類	社会的役 割	担当省庁
新型インフル	A-1	新型インフルエンザ等の患者又	新型イン	厚生労働省
エンザ等医療		は新型インフルエンザ等にり患	フルエン	
型		していると疑うに足りる正当な	ザ等医療	
		理由のある者に対して、新型イ	の提供	
		ンフルエンザ等に関する医療の		
		提供を行う病院、診療所、薬局及		
		び訪問看護ステーション		
重大・緊急医	A-2	救命救急センター、災害拠点病	生命・健	厚生労働省
療型		院、公立病院、地域医療支援病	康に重	
		院、国立ハンセン病療養所、独立	大・緊急	
		行政法人国立がん研究センタ	の影響が	
		一、独立行政法人国立循環器病	ある医療	
		研究センター、独立行政法人国	の提供	
		立精神・神経医療研究センター、		
		独立行政法人国立国際医療研究		
		センター、独立行政法人国立成		
		育医療研究センター、独立行政		
		法人国立長寿医療研究センタ		
		一、独立行政法人国立病院機構		
		の病院、独立行政法人労働者健		
		康福祉機構の病院、社会保険病		
		院、厚生年金病院、日本赤十字病		
		院、社会福祉法人恩賜財団済生		
		会の病院、厚生農業協同組合連		
		合会の病院、社会福祉法人北海		
		道社会事業協会の病院、大学附		
		属病院、二次救急医療機関、救急		
		告示医療機関、分娩を行う医療		
		機関、透析を行う医療機関		

# B 国民生活 · 国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

至、B-5: ての他		业在 1 八年	41 A 44 ALALA	TH 기사 사이 근
業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会	B-1	介護保険施設(A-1 に分類	サービスの停止等が	厚生労働省
福祉・介護事業		されるものを除く。指定居	利用者の生命維持に	
		宅サービス事業、指定地域	重大・緊急の影響があ	
		密着型サービス事業、老人	る介護・福祉サービス	
		福祉施設、有料老人ホー	の提供	
		ム、障害福祉サービス事		
		業、障害者支援施設、障害		
		児入所支援施設、救護施		
		設、児童福祉施設		
医薬品·化粧品	B-2	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ	厚生労働省
等卸売業	B-3		等発生時における必	
			要な医療用医薬品の	
			販売	
医薬品製造業	B-2	医薬品製造販売業	新型インフルエンザ	厚生労働省
	B-3	医薬品製造業	等発生時における必	
			要な医療用医薬品の	
			生産	
医療機器修理業	B-2	医療機器修理業	新型インフルエンザ	厚生労働省
医療機器販売業	B-3	医療機器販売業	等発生時における必	
医療機器賃貸業		医療機器賃貸業	要な医療機器の販売	
医療機器製造業	B-2	医療機器製造販売業	新型インフルエンザ	厚生労働省
	B-3	医療機器製造業	等発生時における必	
			要な医療機器の生産	
ガス業	B-2	ガス業	新型インフルエンザ	経済産業省
	B-3		等発生時における必	
			要なガスの安定的・適	
			切な供給	
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ	財務省
			等発生時における必	
			要な通貨及び金融の	
			安定	
空港管理者	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ	国土交通省
			等	
	l		· ·	

	B-3		発生時における必要 な旅客運送及び緊急 物資の航空機による 運送確保のための空 港運用	
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な旅客運送及び緊 急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な緊急物資(特措法 施行令第14条で定 める医薬品、食品、医 療機器その他衛生用 品、燃料をいう。以下 同じ。)の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な旅客運送及び緊 急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な電気の安定的・適 切な供給	経済財産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な緊急物資の運送	国土交通省

*************************************	ро	,机丢入坎索与利韦军学	虹刑 ノンフェーン 単	国工去译少
道路旅客運送業	B-2	一般乗合旅客自動車運送	新型インフルエンザ	国土交通省
	B-3	業中大統領等	等発生時における必要な特別の選挙	
		患者等搬送事業	要な旅客の運送	
L1, 334, 3114	D 0	1) II. 41. 5M. 3H.	<b>新山)、一、、</b> 、	44 ZF 419
放送業	B-2	公共放送業	新型インフルエンザ	総務省
	B-3	民間放送業	等発生時における国	
			民への情報提供	
451 / T 144	D. O.	£11/3	<b>空間 / 、                                  </b>	44 ZF (IA
郵便業	B-2	郵便	新型インフルエンザ	総務省
	B-3		等発生時における郵	
			便の確保	
映像・音声・文字	B-3	新聞業	新型インフルエンザ	
情報制作業			等発生時における国	
			民への情報提供	
銀行業	B-3	銀行	新型インフルエンザ	金融省
		中小企業等金融業	等発生時における必	内閣府
		農林水産金融業	要な資金決済及び資	経済水産省
		政府関係金融機関	金の円滑な供給	農林水産業
				財務省
				厚生労働省
   河川管理・用水		   河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ	国土交通省
供給業		1.1/ 1 H . T . \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	等発生時における必	11/1/2
N VIIII VIC			要な水道、工業用水の	
			安定的・適切な供給に	
			必要な水源及び送水	
			必要な小原及い送小 施設の管理	
工茶田小茶茶		<b>工茶田が茶</b> 券		₩ 淬 <del>立 **</del> \P
工業用水道業		工業用水道業	新型インフルエンザ	経済産業省
			等発生時における必	
			要な工業用水の安定	
			的・適切な供給	
下水道業		下水道処理施設維持管理	新型インフルエンザ	国土交通省
		業	等発生時における必	
		下水道管路施設維持管理	要な	
		業	下水道の適切な運営	

上水道業		上水道業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な水道水の安定的・ 適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネット ワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ 等発生時における金 融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売 業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ 等発生時における石 油製品 (LP ガスを含 む) の供給	経済産業省
石油製品・石炭 製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ 等発生時における石 油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ 等発生時における熱 供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品(缶詰・ 農産保存食料品、精 穀・精粉、パン・菓子、 レトルト食品、冷凍食 品、めん類、育児用調 整粉乳をいう。以下同 じ。)の販売	農林水産省経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品、生活必 需品(石けん、洗剤、 トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、 シャンプー、ごみビニ ール袋、衛生用品をい う。以下同じ。)の販売	経済産業省

食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調整粉乳に限 る。)	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料·飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品及び食 料品を製造するため の原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業 (LP ガス、ガソ リンスタンド)	新型インフルエンザ 等発生時における LP ガス、石油製品の供給	
その他の生活関 連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関 連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の生活必需品の 販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

<sup>(</sup>注1)業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

<sup>(</sup>注2) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う 事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所とし て整理する。

## (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1:新型インフルエンザ等により対応が必要となる職務 (=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2:新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3:民間の登録事業者と同様の職務

## 区分1:新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	区分 1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、	区分1	内閣官房
閣議関係事務		

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務(秘書業務を	区分 1	各府省庁
含む。)		
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部	区分 1	各府省庁
事務		
具体的な考え方は、以下のとおり		
・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象		
・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局		
事務に専従する者のみ		
諸外国との連絡調整、在邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化	区分 1	厚生労働省
(検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)		農林水産省
		法務省
		財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開	区分1	厚生労働省
発・作製		

緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政府)	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	_
都道府県対策本部の事務	区分1	_
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	_
市町村対策本部の事務	区分1	_
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子 解析、発生流行状況の把握	区分1	_
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調 査、検体の採取	区分1	_
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算 の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む。)	区分1	_
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予 算の議決、議会への報告	区分1	_
国会の運営	区分1	
地方会議の運営	区分1	_
緊急の訂正が必要な法令の審査、解釈(立法府)	区分1	_

区分2:新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発布に関する業務	区分2	_
勾留請求、勾留状に執行指導等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年	区分2	法務省
鑑別所) の保安警備		
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分 1	警察庁
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分2	
救急	区分 1	消防庁
消火、救助等	区分2	

	ı	1
事件。事故等への対応及びそれらを未熟に防止するための	区分1	海上保安庁
船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 2	
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治	区分1	防衛省
療	区分2	
家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による		
検疫支援、緊急物資等の輸送		
その他、第一線(部隊等)において国家の危機に即応して		
対処する事務		
自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房
		各府省庁

## 区分3:民間の登録事業者と同様の業務

(1)の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者(管制業務を含む。)、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理、用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務。